

部会委員の指名について

北海道環境審議会条例施行規則第2条第2項では、部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織すると規定されています。

◎（参考）北海道環境審議会条例施行規則（※一部抜粋）

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。
2 部会は、会長が指名する委員（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、会長が指名する委員及び特別委員）及び専門委員をもって組織する。

つきましては、各部会に所属する委員について、別紙のとおり指名します。